令和８年10月７日

各　　位

会 社 名　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
（管理会社コード16714）
代表者名　　代表取締役社長　水嶋　浩雅
問合せ先　　ビジネスサポート本部　椚川　涼
（TEL:03－6843－1413）

ＥＴＦの約款変更に関するお知らせ

当社は、本日、下記のＥＴＦについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ＥＴＦ名称

1671_ WTI 原油価格連動型上場投信

○変更内容およびその理由

変更の内容

各規定の内容の明確化や用語・記載の整理を図るため所要の変更を行います。

理由

関係法令・諸規則への適合性を高めるために規定内容をより明確化するとともに、現行の運用との整合性を図るため用語・記載の見直しを行います。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日　：令和８年10月14日

実施日　：令和８年10月15日

以上

別紙

WTI 原油価格連動型上場投信

投資信託約款の変更案

下線部＿＿＿は変更部分を示します。

（新）	（旧）
（受益権の併合、分割および再分割） 第７条　＜略＞ ＜削除＞ ②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします。 （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第８条　＜略＞ ②　追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。 ③　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ.有価証券 ロ．商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第 10 項に規定するものをいい、約款第 21 条に定めるものに限ります。） ハ.金銭債権 ＜削除＞	（受益権の分割および再分割） 第７条　＜略＞ ②　追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。 ③　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第８条　＜略＞ ＜新設＞ ②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ.有価証券 ロ．商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第 10 項に規定するものをいい、約款第 21 条に定めるものに限ります。） ハ.金銭債権 2.次に掲げる特定資産以外の資産

＜削除＞	イ.為替手形
（運用の指図範囲等） 第17条　＜略＞ ②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 1.預金 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3.コール・ローン ＜削除＞ ③　＜略＞	（運用の指図範囲等） 第17条　＜略＞ ②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 1.預金 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3.コール・ローン 4.手形割引市場において売買される手形 ③　＜略＞
（投資する商品等の範囲） 第21条　委託者は、対象指標に関する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、商品等への投資を指図することができるものとし、委託者が投資することを指図する商品等は、商品取引所等に上場されまたは取引されているものとします。 ②　＜略＞	（投資する商品等の範囲） 第21条　委託者が投資することを指図する商品等は、商品取引所等に上場されまたは取引されているものとします。 ②　＜略＞
（収益分配金および償還金の支払い） 第38条　＜略＞ ②　償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。	（収益分配金および償還金の支払い） 第38条　＜略＞ ②　償還金は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。

③　前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。	＜新設＞
④　受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。	③　受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
⑤　第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。	④　第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。
⑥　第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。	⑤　第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 2 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

（収益分配金および償還金の時効） 第 40 条　受益者が、収益分配金については第 38 条第 5 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 38 条第 6 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。	（収益分配金および償還金の時効） 第 40 条　受益者が、収益分配金については第 38 条第 4 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 38 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第 41 条　受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるときまたは償還金について支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。 ②　受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④　＜略＞	（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第 41 条　受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に、未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から 10 年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。 ②　受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④　＜略＞